中学校体育連盟育成・強化対策事業補助金の申請・報告について

滋賀県中学校体育連盟

（令和８年度より様式変更）

補助金の申請・報告については、下記の留意事項に基づいて処理する。

一般強化事業　強化様式１～７　および領収書（強化様式８～９）、参加者名簿

（１）補助金の申請について　　　　**【提出期日：５月末日厳守】**

強化様式１～３により　専門部でとりまとめて一括申請する。

①強化様式１　・日付：４月１日とする

・部長、専門委員長の私印を押印する。

・申請額：確定金額（配分額一覧参照）とする。

②強化様式２　・【一般強化事業計画書】には、要覧に記載の**補助金対象事業のみを記載する。**

③強化様式３　・【事業収支予算書（総括）】を作成する。

（収入の部）

・項目は、「補助金」「その他」で記入する。

・**補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること。**

・**「その他」金額が「０」にならないこと。**

・「その他」は、専門部負担、個人負担などを記入する。

（支出の部）

・**「補助金交付要綱　６　補助金対象経費」**に従い、算出する。

・事業ごとの金額を記載する。

（２）実績報告について

・強化様式４～９、参加者名簿により　とりまとめて一括報告する。

・領収書は、Ａ４版用紙に貼付（紛失を防ぐため）して提出する。どの事業の領収書かわかるように明記する。

④ 強化様式４　・期日：**補助金対象事業がすべて終了した期日以降で、３０日以内とする。**

（２月実施事業も、２月２８日まで）

・部長、専門委員長の私印を押印する

⑤ 強化様式５ ・実施した補助金対象事業のみについて記載し、決算報告をする。

・事業実施を証明できる実施要項・プログラム等の資料を添付する。

⑥ 強化様式６　**（収入の部）**

・「その他」金額が「０」にならないこと。

・補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること。

（支出の部）

・**「補助金交付要綱　６　補助金対象経費」**に従い、算出する。

・事業ごとの金額を記載する。

⑦ 強化様式７ ・各事業ごとの詳細の報告を記入すること。

・県内で実施した事業の旅費は対象外とする。

・県外実施の事業については対象とする。

交通費の領収書または切符の写真を貼付すること。

・旅費は「学校」から「目的地」までを算出する。

・学生・団体割引額を基準とする。団体割引の算出は「交通費算出資料」を参照

・旅費の根拠となる資料（ﾔﾌｰ路線、駅すぱあと等）を添付すること。

・競技用具購入費は「消耗品費」のみとし、購入業者発行の領収書（**品目名・数量が分かるもの**）を添付すること。

・宛名は、原則として**「滋賀県中学校体育連盟　会長」**であること。

・「宿泊費」は、領収書（原本）を提出すること。

・「会場借料」は、施設管理者発行の領収書を提出すること。（*利用明細書も*）

・「運搬費」は、運搬会社発行の領収書を提出すること。